

奈良県告示第五百七号

平成三十年二月奈良県告示第四百六号（大和川流域における総合治水の推進に関する条例第二条第一号の知事が告示する区域）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

「奈良県県土マネジメント部河川課」を「奈良県県土マネジメント部河川整備課」に改める。